

随意契約理由書

件名	神戸市営地下鉄 西神車庫巡回警備
契約の相手方	総合警備保障株式会社 神戸支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 本業務は令和7年4月より無人化となる西神車庫の機械警備業務である。 名谷駅、西神中央駅では、終車後から始発までの夜中の間、駅留置している車両に対して、テロ対策及び落書き防止のための機械警備を総合警備保障株式会社が請け負っている。 西神車庫と西神中央駅は線路で繋がっており、本警備業務を総合警備保障株式会社が請け負うことで、現行の西神中央駅警備と一体警備、対応が可能となるのは上記の会社のみである。 また、隣接地の西神中央駅での警備実績があるため、隣接地の西神車庫の状況も熟知しており、迅速な報告、対応が可能な上、少しの異常があっても通常の対応より密に行うことが可能となるため。	
	交通局 高速鉄道部 施設課 計画係 （電話番号 984-0174）